

被災された皆さまへ～住宅再建のための補助制度のお知らせ～5/21 受付開始

このたびの東日本大震災で被災された皆さまに対し、心からお見舞いを申し上げます。市では、住宅再建に関する様々な制度を創設しましたので、各種制度をご利用頂き、被災された皆さまの一日も早い安全安心な住まいの再建を願い、お役立て頂ければと思っております。詳しくは、**市都市計画課建築住宅係 22-2111（内線 434）**までお問い合わせ下さい。**※すべての制度について、平成 23 年 3 月 11 日から適用します**

建設・購入をご検討の方

被災者住宅再建支援事業(平成 28 年度まで)

【対象者】(県内の被災者に限る)

次の2つの要件を満たす被災世帯の世帯主

- ①県内において、住宅が被災し、被災者生活再建支援金の基礎支援金を受給している
- ②市内に住宅を建設又は購入し、被災者生活再建支援金の加算支援金を受給している

【補助額】

複数世帯: 100 万円 単数世帯: 75 万円

災害復興住宅新築等工事助成事業(平成 28 年度まで)

【対象者】(市外、県外の被災者も対象)

り災証明書(全壊、大規模半壊、半壊)の交付を受けた方(ただし、一部損壊の場合で、やむを得ない理由により解体又は居住不能となった場合は対象となります)

【対象となる住宅】

建設: 戸建住宅・併用住宅の住居部分

購入: 戸建住宅・併用住宅の住居部分・共同住宅の住戸部分

【対象となる工事・補助額】※①と②は併用できます

①バリアフリー対応工事

品確法のバリアフリー等級3を満たす住宅

床面積	補助額
75㎡未満	40 万円
75㎡以上 120㎡未満	60 万円
120㎡以上	90 万円

※床面積に応じて定額補助

②県産材使用工事

10㎡以上の県産材を使用する住宅

県産材使用量	補助額
10㎡以上 20㎡未満	20 万円
20㎡以上 30㎡未満	30 万円
30㎡以上	40 万円

※県産材使用量に応じて定額補助

住宅再建利子補給補助金(平成 28 年度まで)

【対象者】

災害復興住宅新築等工事助成事業の対象者の要件と同様

【建設又は購入に係る住宅ローン】

借入先: 民間金融機関等

補助額: 当初 5 年間の利子額

(借入上限額 1,460 万円、金利上限 2%)

【既存住宅に係る住宅ローン】※新しく住宅ローンを借入れた方が対象

借入先: 住宅金融支援機構及び民間金融機関等

補助額: 5 年間の利子を一括補助(新たな借入れ額を限度とする)

補修・改修をご検討の方

被災住宅補修等工事助成事業(平成 25 年度まで)

【対象となる住宅】

戸建住宅・併用住宅の住居部分・共同住宅等の住戸部分

●被災住宅の補修工事

【対象者】

り災証明書(半壊、一部損壊)の交付を受けた方

【対象となる補修工事・補助額】

工事費が 10 万円以上の被災住宅の補修工事

ただし、被災者生活再建支援金の対象外で、応急修理制度を利用していないものに限る。

補助額: 補助率 1/2、30 万円上限

●被災住宅の改修工事

※①～③は併用できます。また、①～③の工期を分けて改修し、それぞれ申請することも可能です。

【対象者】

り災証明書(全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊)の交付を受けた方

【対象となる改修工事・補助額】

①耐震改修(建築年・構造・規模問わず)

耐震基準を満たさない住宅を、耐震基準に適合させるための改修工事(ただし、併用住宅にあつては、床面積の 1/2 以上を住宅の用途としているものに限る。)

補助額: 補助率 1/2、60 万円上限

②バリアフリー改修

手すりの設置、床段差の解消、滑り防止などのための床材の変更、引き戸等への扉の取り替え、洋式便器等への便器の取り替え

補助額: 補助率 1/2、60 万円上限

③県産材使用改修(増改築含む)

・0.5㎡以上の県産材を使用

・1㎡あたり0.04㎡以上使用

(ただし、10㎡以内の改修及び増改築工事を除く。)

補助額: 補助率 1/2、20 万円上限

住宅再建利子補給補助金(平成 25 年度まで)

【対象者】

被災住宅補修等工事助成事業の対象者の要件と同様

【補修又は改修に係る住宅ローン】

借入先: 住宅金融支援機構及び民間金融機関等

補助額: 当初 5 年間の利子額

(借入上限額 640 万円、金利上限 1%)

【既存住宅に係る住宅ローン】※新しく住宅ローンを借入れた方が対象

借入先: 住宅金融支援機構及び民間金融機関等

補助額: 5 年間の利子を一括補助(新たな借入れ額を限度とする)

被災宅地復旧工事助成事業(平成 25 年度まで)

被災宅地の安全性を回復するために行う工事に対して補助します

【対象者】

被災宅地の所有者等

【補助額】

補助率 1/2、200 万円上限

【対象となる工事】

のり面の保護、排水施設(側溝)の設置、地盤の補強及び整地、擁壁の設置及び補強(旧擁壁の除去を含む)、地盤調査及び設計調査費(ただし、工事費 20 万円未満の軽微な復旧工事、不動産事業用のものは除く。)